

愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第25条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったため、同条例第26条の規定に基づき公表する。

平成30年4月12日

愛知県公安委員会委員長 立花貞司

1 勧告に従わなかった者の氏名及び住所

中村 恵雄

愛知県豊橋市中岩田3丁目3番地5

2 行為の内容

指定暴力団六代目山口組十一代目平井一家政統会会長中村恵雄は、平成28年11月25日、愛知県内の石材小売業者から同会事務所外壁に取り付ける装飾品を販売設置する役務の提供を受けたことにより、愛知県暴力団排除条例第25条の規定による勧告を受けた者であるが、当該勧告に従わず、平成29年12月末頃、愛知県内の自動車販売業者から、その行う事業に関し、同人が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する目的で供与したことの情を知りながら、福箕2個の販売名下に現金計1万円の利益の供与を受けたものである。